

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年7月2日

横浜市契約事務受任者  
鶴見区長 森 健二

1 契約の概要

鶴見区上末吉五丁目地内圧送管緊急補修工事  
(圧送管取付工 一式)

2 履行（納品）場所

横浜市鶴見区上末吉五丁目61-6番地

3 契約日

令和2年9月3日

4 履行日又は履行期間

令和2年9月3日から令和3年6月30日まで

5 契約金額

¥19,701,000. - (うち 地方消費税等相当額 ¥1,791,000. -)

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市神奈川区新子安1-16-22

宝建設株式会社

代表取締役 並河 豊満

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は令和2年度の鶴見土木管内修繕・整備工事（その2）にて本工事を行う予定だったが、部材の費用が想定より高く、予算を超えてしまうため対応できなかった。末吉橋の架け替えの工程からも新たな工事発注は間に合わないため、緊急を要する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

宝建設株式会社は、令和2年度の鶴見土木管内修繕・整備工事（その2）にて本工事を行う予定で試掘工まで行っており、現場状況を熟知していた。また、管の接合には特殊は資格が必要であり、宝建設株式会社は資格を保有していたため、緊急修繕業者に選定した。

9 所管課

鶴見区鶴見土木事務所